

新宮町告示第2号

令和7年第1回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和7年1月17日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和7年1月23日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

温水 眞君

庵原 伸一君

大牟田直人君

北崎 和博君

上畝地白馬君

片岡 誠治君

安武久美子君

西 健太郎君

横大路政之君

牧野真紀子君

松井 和行君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第1回(臨時)新宮町議会会議録

令和7年1月23日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和7年1月23日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第4号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第5号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第11号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 第1号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第2号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第3号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 第4号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町
パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第5号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第13 第11号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 桐島 光昭君 副町長 …………… 田中 真人君
 教育長 …………… 小川 隆弘君
 総務課長 …………… 森 和也君 地域協働課長 …………… 安河内正路君
 政策経営課長 …………… 高木 昭典君 税務課長 …………… 末永富士美君

住民課長	……………	堺	好行君	健康福祉課長	……………	尾田	繁男君
子育て支援課長	……………	山口	望美君	産業振興課長	……………	森	真二君
環境課長	……………	片山	勇二君	都市整備課長	……………	西田	大輔君
上下水道課長	……………	高橋	忠久君	会計管理者	……………	桐島	聡君
学校教育課長	……………	桐島	貴幸君	社会教育課長	……………	井上	和広君

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和7年第1回新宮町議会臨時会を開会します。それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、安武久美子議員、5番、庵原伸一議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第1号議案

日程第4. 第2号議案

日程第5. 第3号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第5、第3号議案までの3件は人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であり、一括議題とし一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） おはようございます。それでは、第1号議案から第3号議案につきまして、一括で提案説明をさせていただきます。

各議案の説明の前に、今回の条例改正の要因となりました国の法律改正について、ご説明をさせていただきます。令和6年8月に出されました人事院勧告を受けまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、その中で令和6年度に係る給与において、本町に影響のある内容につきましては、主に2点の改正が行われております。1点目は、民間との給与格差2.76パーセントを解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いた俸給表を引上げ、令和6年4月から改正することです。また、改正すること2点目は、期末手当、勤勉手当を合わせて0.1月引上げ、令和6年12月期から改正することの2点です。また、一般職の給与改正に準じて、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されまして、特別職の期末手当を0.05月引上げ、令和6年12月期から改正することとなっております。

それでは、第1号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、令和6年8月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正をする法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1番最後の3ページをお願いしたいと思います。参考資料の2を使いまして説明をさせていただきます。現行の6月期、12月期ともに1.70月、合計で3.40月と支給するようになっておりますけれども、今回の改正におきまして、今回の改正は2条で構成されておまして、中段、令和6年度改正として、12月期を0.05月引上げまして1.75月、合計で3.45月とするものが第1条の改正になります。下段につきましては、第2条の改正ということで、令和7年度以降についての改正になります。6月期、12月期ともに1.725月、合計で3.45月としているものでございます。戻りまして、1ページをお願いいたします。先ほど3ページでご説明いたしましたように、第1条が令和6年度の改正、第2条が令和7年度以降の改正の内容となっております。そのため、附則としまして、附則の第1条、この条例は公布の日から施行するものでございますが、2条につきましては、令和7年4月1日から施行するようにしております。また、第2条第2項としまして、第1条の規定は令和6年4月1日から適用するということにしております。附則の第2条としましては、改正前に支給された手当は内払とみなす規定になっております。なお、2ページには新旧対照表を添付しております。

続きまして、第2号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由としまして、令和6年8月の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割

合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。こちらも1番最後の3ページをお願いいたします。第1号議案と同じように、期末手当の支給割合を変更するものでございます。なお、1ページに改正条文、2ページに新旧対照を添付しておりますが、内容は第1号議案と同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

最後に、第3号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。提案理由としまして、令和6年8月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。先ほどの2議案と同様に、2条で構成されており、第1条が令和6年度の改正、後ほど説明いたします。13ページで説明いたしますけれども、第2条が令和7年度以降の改正となっております。第1条の改正内容につきましては、2段目ですね。2段目が期末手当の改正、3段目が勤勉手当の改正、最後の段が、一般職給与表の改正となっております。すみません。飛びまして、1番最後のページ26ページをお願いいたします。こちらも参考資料の2を使って説明をさせていただきます。上の表、職員につきましては、現行が4.50月のところ、改正によりまして0.1月引上げまして、改正後は4.60月とするものでございます。中段が第1条による改正で、令和6年度改正といたしまして、12月期のみ期末手当、勤勉手当ともに0.05月引上げ、それぞれ1.275月、1.075月とし、合計で4.60月としております。下段が第2条による改正でございます。令和7年度以降としまして、6月期、12月期それぞれ同じ支給割合となる期末手当が1.25月、勤勉手当が1.05月とし、合計で4.60月としております。次に下の表になります。定年前再任用短時間勤務職員の支給割合になります。現行が2.35月となっておるところ、改正後は0.05月引上げまして2.40月とするものでございます。中段が、第1条による改正で、令和6年度改正として12月期のみ期末手当、勤勉手当ともに0.025月引上げまして、それぞれ0.7125月と0.5125月とし、合計で2.40月としております。下段が、第2条による改正となりまして、令和7年度以降として6月期、12月期それぞれ同じ支給割合となります。期末手当が0.70月、勤勉手当が0.50月として合計2.40月となっております。すみません。少し戻りまして、13ページをお願いいたします。中段にありますけれども、第2条、こちらが先ほど申しましたように、令和7年度以降の改正となります。2条の改正内容は、2段目が期末手当の改正、3段目が勤勉手当の改正となっております。附則の第1条及び第2条につきましては、先ほどの2議案と同じような内容になっておりますので省

略させていただきます。14ページをお願いいたします。附則の第3条としまして、規則への委任規定を定めております。なお、15ページから25ページにかけまして新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

まず、第1号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第4号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第4号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第4号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、令和6年8月の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずることに当たり、フルタイム会計年度任用職員の給与及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡を図るため、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改

正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。第1条は、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の改正でございます。第2条は、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の改正となっております。2ページをお願いいたします。新旧対照表を使って、ご説明をさせていただきます。改正前のフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例には、第4条第2項に給料、第14条第5項に期末手当、第17条第2項に勤勉手当に係る支給金額の基準となる日が定められており、全て年度の初日に施行されている給与条例に準じるということになっております。そのため、現状では4月1日時点の給与条例が適用されるため、先ほど言いました第4条第2項を削除し、同条第3項を2項に繰上げ、第14条第5項を削除し、第17条第2項中に準用しておりました第14条第5項を削除するものでございます。3ページをお願いいたします。改正前のパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例には、第8条第5号におきまして、報酬、期末手当、勤勉手当に係る支給金額の基準日となる日が定められており、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例と同様に、4月1日の時点の給与条例が適用されるため、同じように第8条第5項を削除するものでございます。1ページに戻っていただいて、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第4号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第5号議案

日程第8. 第6号議案

日程第9. 第7号議案

日程第10. 第8号議案

日程第11. 第9号議案

日程第12. 第10号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第5号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第12、第10号議案までの6件は人事院勧告に伴う令和6年度特別会計公営企業会計補正予算となっておりますので、一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

それでは、第5号議案から第10号議案までの議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） それでは、第5号議案から第10号議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

今回提出いたしました特別会計4会計、公営企業会計2会計の補正予算の内容につきましては、先ほど議決いただきました給与に関する条例の改正に伴いまして、給料、手当、共済等の人件費を補正するものとなっております。

それでは、第5号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,084万6,000円とするものでございます。飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算といたしまして、報酬、給料、職員手当、退職手当組合負担金を増額しております。戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算として、前年度繰越金で収支調整をしております。なお、12ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、ご覧ください。

次に、第6号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,471万5,000円とするものでございます。こちらも飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出予算といたしまして、報酬、給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を増額しております。戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算といたしまして、一般会計繰入金で収支を調整しております。なお、12ページ以降に給与費明細を添付しております。

次に、第7号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,631万7,000円とするものでございます。こちらも飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳入予算といたしまして、給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を増額しております。戻りまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算としまして、前年度繰越金で収支を調整しております。なお、12ページ以降にこちら
も給与費明細を添付しております。

次に、第8号議案、令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いた
します。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、既定の歳入歳出予算の
総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
5,212万円とするものでございます。飛びまして、10ページ、11ページをお願いいたし
ます。歳出予算といたしまして、給料、職員手当、共済費を増額しております。戻りまして、8
ページ、9ページをお願いいたします。歳入予算といたしまして、前年度繰越金で収支を調整し
ております。なお、12ページに給与費明細を添付しております。

次に、第9号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。1
ページをお願いいたします。収益的支出といたしまして、令和6年度水道事業会計予算、第3条
に定めた支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。水道事業費用について、既決予
算額に補正予算額229万2,000円を追加し、7億1,666万1,000円とするものでござ
います。また、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、予算第9条に定
めた経費の額を、次のとおり補正するものでございます。職員給与費について、既決予算額に補
正予算額219万3,000円を追加し、8,088万9,000円とするものでございます。飛
びまして、8ページ、9ページをお願いいたします。支出予算として、給料、手当、法定福利費、
賞与等引当金繰入額、退職手当組合負担金、報酬を増額しております。なお、4ページから6ペ
ージまでに給与費明細書を添付しております。

最後に、第10号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いた
します。1ページをお願いいたします。収益的支出として、令和6年度公共下水道事業会計予算、
第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。下水道事業費用に
ついて、既決予算額に補正予算額189万1,000円を追加し、9億3,897万8,000円
とするものでございます。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についま
して、予算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものでございます。職員給与費
について、既決予算額に補正予算額188万9,000円を追加し、5,449万6,000円と
するものでございます。飛びまして、8ページ、9ページをお願いいたします。支出予算としま
して、給料、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額を増額しております。なお、4ページから
6ページまでに給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第5号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第5号議案は原案通り可決されました。

次に、第6号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第11号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第11号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。

第11号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。今回の一般会計補正予算は、人事院勧告に伴うもの、地域振興支援事業、未熟児対策医療事業、低所得世帯支援給付金給付事業、水産業振興事業及び立花小学校、新宮東中学校管理費に関するものでございます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,739万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ１９２億８，５９１万４，０００円とするものでございます。第２条、繰越明許費の補正につきましては、５ページになります。第２表、繰越明許費補正は、追加として１事業を計上しております。３款１項の低所得世帯支援給付金給付事業は、令和７年度にわたり事業を実施するため計上するもので、金額は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものを説明いたします。人事院勧告に伴う給与条例等の改正により、職員等の給料、期末勤勉手当及び関連手当等について、全般的に増額補正するものでございます。では、１６、１７ページをお願いいたします。２款１項１３目まち・ひと・しごと創生総合戦略費、１８節地域振興事業支援補助金は、九州電力、相島区、町で取り組んでいるＱ電にぎわい創業プロジェクトにおいて、令和６年度離島活性化交付金事業を活用して、県の追加要望にて予算措置される見込みとなったため増額計上するものです。特定財源といたしまして、１５款２項１目５節離島活性化交付金を充当しています。２２、２３ページをお願いいたします。３款１項１目社会福祉総務費には、低所得世帯支援給付金給付事業に係る１０節消耗品費、印刷製本費、１１節郵便料金、振込手数料、１２節システム改修委託料、１８節低所得世帯支援給付金に加えて、人事院勧告に伴う以外の人件費も計上しています。また、２７節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので増額して計上しております。２６、２７ページをお願いいたします。４款１項４目未熟児医療対策費、１９節未熟児養育医療費は、新たな未熟児及び大きな疾病のある未熟児の出生が確認され、予算を超えることが想定されるため増額計上するものです。特定財源といたしまして、１５款１項２目１節未熟児療養医療費負担金及び１６款１項３目１節未熟児療育医療費負担金を充当しております。３０、３１ページをお願いいたします。６款３項２目水産業振興費、１８節新宮漁港漁業用給油施設撤去費補助金は、新宮漁港の燃料タンク老朽化に伴う燃料漏えいの懸念があり、撤去するに当たり、新宮相島漁協に対して補助金を交付するため増額計上するものです。３４、３５ページをお願いいたします。１０款２項２目立花小学校管理費、１４節施設整備工事費は、令和７年度の特別支援学級の編制基準人数を超えることにより、特別支援学級の教室を増設する必要が生じ、改修工事を行うため増額計上するものです。次の３６、３７ページ。１７節学校管理用備品購入費は、先ほど申し上げました編制基準人数を超えたことでクラスが増えたことにより、管理用の備品を購入するため増額計上するものです。次の３８、３９ページをお願いいたします。１０款３項６目新宮東中学校管理費、１０節修繕料は、給食室に設置している３基の外調機のうち、１基が定期点検でインバーターの故障が発覚し、その修繕を行うため増額計上するものです。

歳入について説明いたします。１０、１１ページをお願いいたします。１９款１項２目１節財政調整基金繰入金で収支調整をしております。２０款１項１目１節前年度繰越金は、４，１３３

万1,000円を増額し、4億2,897万6,000円とするものです。なお、46ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。34、35ページの特別支援学級のところなんですけど、これクラスが増えるのは来年度からっていうことですかね。ちょっと確認させてください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。令和7年度の学級編制に伴いますので、7年度からという形になります。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） それに伴って、加配だとか職員の増とかも来年度からあるって考えとっていいですかね。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。それに伴いましての対応はする予定にしております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。31ページ。水産業費の中で、漁港の給油施設の撤去ということであがっていますけども、まず、これを撤去するということは、タンク自体は別にあるんですかね。どういうふうになっているか、ちょっと詳しい説明をお願いします。それと、ここの補助なんですけども、これ補助率が何パーセントかというところも一緒にお願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。この内容につきまして、説明させていただきます。これは新宮漁港にあるタンクでございまして、その分は1基となっております。ですので、この分を撤去するとタンクはないという状況になります。それから、補助率につきましては50パーセント、消費税を除く50パーセントですね、を予定しております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） もっと詳しくお願いしたいんですけど、タンクがなくなると今後どうするのか、というところですね。それと、その補助率は50パーセントということですけども、この補助率っていうのは、その都度変わってくるんですかね。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。新宮漁港にありますタンクを撤去しまして、給油につきましては、もう相島での給油ということになります。それから、補助率につきましては今回タンクの撤去に関しまして、要綱を整備する予定にしております。ですので、基本的にこの事業に関しては50パーセントですけども、これ以外の事業ですね、それにつきましては基本的には県の事業を活用していくというものですけども、それ以外の事業につきましては、その都度検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、議会会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和7年第1回新宮町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月12日

議 長 松井 和行

署名議員（4番） 安武 久美子

署名議員（5番） 庵原 伸一